

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5－1．計画の推進体制

5－2．計画の進行管理

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5-1. 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の啓発などについて、関係機関との連携に努めます。また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

(1) 環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、環境審議会を設置しています。審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員、市民など15名以内の委員により構成されています。環境審議会では、本計画を策定するとともに、本計画の進行状況の点検評価などを行います。

(2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取り組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取り組みをする意識が必要です。このため、環境施策の進捗状況などを共有し、各種計画や事業の調整・連携のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

(3) 市民、事業者との連携

本計画に掲げる環境像の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や事業者による環境配慮の取り組みが求められます。そのため、市民が環境問題を自らの問題ととらえ、できることから行動に移していただけるよう、本計画の周知や環境に関する情報の提供、環境保全活動への支援を行います。また、事業活動による環境への負荷を軽減していくために、事業者への環境配慮への取り組みを支援していきます。

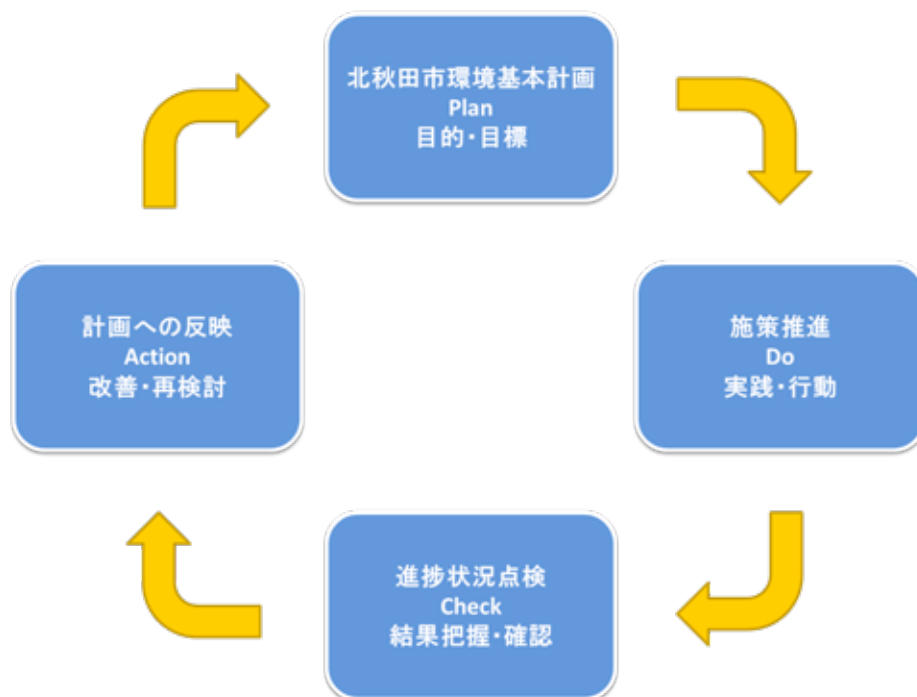
(4) 広域的連携

地球温暖化などの広域的な課題への対応については、国や県などと連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、より広域的な視点からの取り組みを推進します。また、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている自治体などと連携を図りつつ、計画実行に向けて積極的に取り組みます。

5-2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、施策及び事業の成果について定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、施策の実施及び推進（Do）、実施状況などの点検及び評価（Check）、評価結果を計画へ反映させる見直し（Action）という一連の手続きに沿って、継続的な進行管理をしていきます。



資料編

- 資料 1 北秋田市環境基本計画策定の経過
- 資料 2 北秋田市環境基本計画についての諮問
- 資料 3 北秋田市環境基本計画の策定についての答申
- 資料 4 北秋田市環境審議会委員名簿
- 資料 5 北秋田市環境基本条例
- 資料 6 環境に関するアンケート結果（その他の意見）
- 資料 7 用語解説